

会 議 録

会 議 名	平成30年度 第1回佐久市環境審議会
事 務 局	環境部 環境政策課 環境政策係
開 催 日 時	平成31年3月20日(水) 9時30分～11時05分
開 催 場 所	佐久市役所8階大会議室
出席委員	平林 公男委員、征矢野 あや子委員、岩間 正康委員、 池田 雅子委員、小宮山 尚明委員、佐藤 文一委員、 沖津 博人委員、田村 善子委員、中川 正人委員、 木内 拓郎委員、中村 雅英委員、小玉 栄一委員、 美斉津 望委員、工藤 孝一委員、青木 幸子委員、 都井 久子委員、松田 賢二委員、滝沢 朝行委員 18/20出席
事務局	山崎環境部長、大塚環境政策課長、宇羽野環境政策係長、 環境政策課環境政策係大塚、山口
次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 報告事項 (1) 緑の環境調査「佐久市生きものさがし」について (2) 佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び 要綱について (3) 佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び佐久市 カーボン・マネジメントガイドラインについて 4 そ の 他 5 閉 会

平成30年度 第1回佐久市環境審議会 会議録

司会	本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 ご案内の時間になりましたので、ただいまより平成30年度第1回佐久市環境審議会を開会させていただきます。 しばらくの間、進行を務めさせていただきます、環境政策課長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。 本日、欠席のご連絡をいただいております委員は、小野澤委員、荻原委員でございます。また、滝沢委員から遅れて到着すると連絡をいただいております。 これによりまして、本日の審議会は委員数20人に対しまして出席者17人で、過半数となっておりますので、「佐久市環境基本条例」第23条第2項の規定により、会が成立していることをご報告いたします。
司会	次に、委員に変更がございました。新たにご就任されました3名の委員の皆様をご紹介します。 自然エネルギー佐久地域協議会 会長 小宮山 尚明 様 佐久浅間農業協同組合 非常勤理事 田村 善子 様 公益社団法人 佐久青年会議所 理事長 中村 雅英 様 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。
司会	それではここで、平林会長よりご挨拶をいただきたいと思います。平林会長お願いいたします。 (平林会長あいさつ) 平林会長ありがとうございました。
司会	次に事務局職員の自己紹介をさせていただきます。 (事務局職員自己紹介) 以上でございますが、よろしくお願いいたします。
司会	次に、お手元にお配りした資料の確認をお願いいたします。 本日の資料は、会議次第と委員名簿のほかに、資料1から資料4でございます。不足がございましたら、事務局までお申し付けください。
司会	次に、本日の議題ですが、報告事項といたしまして、(1) 緑の環境調査「佐久市生きものさがし」について、(2) 佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱について、(3) 佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び佐久市カーボン・マネジメントガイドラインについて、でございます。
司会	それでは、次第に沿いまして報告事項に入ります。 「佐久市環境基本条例」第23条第1項の規定により、以降の進行につきましては、平林会長をお願いいたします。

平林議長	それでは早速議事に入らせていただきます。 議事がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願いいたします。 それでは本日の日程にしたがいまして、報告事項（１）「緑の環境調査「佐久市生きもののさがし」について」担当課より説明をお願いします。
事務局	（資料１「平成３０年度 緑の環境調査 「佐久市生きもののさがし」」について説明）
平林議長	ただいまの説明につきまして、ご質問・ご意見等がございましたら、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。 ないようですので、続きまして、（２）「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱について」担当課より説明をお願いします。
事務局	（資料２「佐久市太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン及び要綱」について説明）
平林議長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございましたら、議事録作成の都合上、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。
工藤委員	ガイドライン及び要綱では事業者には色々お願いしていくこと、と書かれており、その通り進んでいけばいいが、例えば事業終了後の撤去に関して１０年２０年先に約束された撤去が行われなかった場合や申請時や協定書に記載されていたことが行われなかった場合にどうなるのか決めてありますか。
事務局	市として今までは撤去や処分についてどうするのか決めておらず確認をしていなかった状態でした。 また、国も急きょガイドラインを作成し、処分について示している状況です。工藤委員がおっしゃるとおり、この事業は２０年という長い期間実施をされるもので、２０年後にどうなるのか、私も職員でなくなる年月となってしまうため、確認できるかというところと私自身不安なところはあります。ただ、２０年後は必ず来るので、要綱等で確認のために撤去処分費用の積み立て等を求め、お願いをしています。万が一撤去されない場合は、おそらく国のガイドライン上で情報提供をすることになっており、情報提供により事業主に対して処分等が行われると思われます。
工藤委員	撤去に関しては先のことなのでわからないのは当然だと思いますが、約束を守らなかった場合に、何らかのペナルティや罰などを与えることは考えていないのか。例えば、地域との協定書の中で清掃活動に参加すると記載してあるのにまったく参加しないということが考えられるが、そういった場合に指導されるということが明記されるのか伺いたい。
事務局	設置される太陽光の設置場所によって条件がだいぶ異なります。設置される区などのそれぞれの事情により事業者と話し合いをしていただき、必要な事項を協定書で取り決めていただきます。これについて、協定が守られない

	のであれば、協定違反として、民民の区と事業者で極端になれば争いが起こるかもしれません。そのためにも、協定書を結んでいただくお願いをしています。 市としてペナルティ等を求められないかということについては、今は難しいのが現状です。国においてもガイドラインで指導はしておりますが、はっきりとしたペナルティや罰則規定がありません。国の上位法でないものを下位の法でしぼるのは難しい状況であるため、民民の協定に頼らざるを得ない状況となっています。 加えまして、今回策定した要綱の様式の中の事前協議書の中で、事業に要する費用として保守点検及び維持管理費用と撤去及び処分費用がどれくらいかかるのかを報告いただいております。この費用に関する積み立てをどのように考えているかも伺うようになっています。現状はこのような状況です。
平林議長	他にいかがでしょうか。
松田委員	1点目として、説明会の開催のところに、当該行政区や地域住民という記載があるが、これはいったいどの辺までを指すのですか。土砂崩れや川の汚れなどの流域マネジメントとすれば、下流域も含まれるのか。 2点目として、本要綱の特徴として、必要に応じ市が事業者の同意を得て事業区域内に入り、調査を行いますと記載があるが、我々がおかしいと思っても事業者の同意がなければ何も手出しができないのか、市はフォローしてもらえないのが心配です。
事務局	説明会の範囲は、通常設置される場所の該当の区が考えられます。松田委員がおっしゃられるとおり、ひとつの沢の上流に設置された場合に、その影響が下流にもあり、一番心配されるのは災害の発生で、土砂崩れ等で下流まで流れてしまうのではないかとこの心配がある場合は、下流域の区にも説明をしていただきたいということで、当該行政区や地域住民というような形にしております。 この他に考えられるのは、区の境に設置する場合は、隣の区にも影響があると考えられるため、説明会を開催していただくことも考えております。 必要に応じ市が事業者の同意を得て事業区域内に入っているのは、事業地は個人の権利のある土地なので、勝手に立ち入ると不法侵入等になり問題があります。本来、そのようなことがないように行政等が監視をしていく必要があるのですが、これについては要綱等を作成する際に弁護士等に相談させていただき、勝手に入ることはできないが、相手の了解を得て入るのであれば問題ないとのことでした。当然ここに書かなくても、我々が行って確認します。スタンスとして行政が行って監視しますよということを明記させていただいて業者に示しています。
平林議長	他にいかがでしょうか。
中川委員	9月から運用されているが、それ以前に設置されたものには適用ならないという解釈でいいのですか。

事務局	資料には記載がないが、本来法の不遡及というのがあり、以前に設置されたものに対して遡っての適用はできません。これが正直苦しいところです。 ただし、ガイドラインの最後に「本ガイドラインは、運用の日以降に行われる太陽光発電事業について適用します。また、すでに事業計画の認定を受けている事業者も、可能な限り本ガイドラインの趣旨に沿った対応を行ってください。」と記載してあります。つまり、新しい佐久市のルールができましたのでこれに沿って途中からでもお願いします、ということで理解を頂いて守っていただくようお願いをしています。
中川委員	ご存知のように、４０円で始まったFITが現在１４円になっているので、９月以降の届け出はほとんどないと思います。先ほど上位法というお話がありましたが、そこが整備されていかないと難しいのはよくわかりますが、国の方でもどんどん変わって撤去費用の積み立て等についての法律が後追いで出てくると思いますので、その辺で見直しをしていくということで理解していいですか。
事務局	おっしゃるとおり、国も後追いでFIT法を改正している状況もありますので、市もそういった情勢にあわせてガイドラインや要綱の見直しをさせていただきたいと考えております。
中川委員	事業者がしっかりしているところであればいいのですが、どこかわからないところからきて２０年後にその事業者がない、というのがこれから日本全国で問題になってくると思いますので、今の説明で理解させていただきました。ありがとうございました。
平林議長	他にいかがでしょうか。
木内委員	佐久平カントリークラブの跡地や香坂に大規模な太陽光発電設備ができているようですが、そういった場所は該当するのですか。
事務局	佐久平カントリークラブの跡地については、すでに建設が進んでいる状況です。しかし、先ほど申し上げましたように、適用できる部分である今後の運用管理から最終的な撤去処分まではこちらの要綱及びガイドラインに沿った対応をしていただくよう求めて参りたいと考えております。 また、香坂のメガソーラーの件かと思われませんが、その件は現在長野県の環境アセスメントを実施中です。事業主体が変更になると伺っておりますが、長野県の環境アセスメントで委員の方から厳しい意見や広い意見聴取をされているため、それに対応するよう事業者が取り組んでいると伺っています。こちら、佐久市の要綱及びガイドラインの対象になりますので、書類等の提出を求め、先ほどと同じように今後の運用管理から最終的な撤去処分まで注視して参りたいと考えております。
木内委員	佐久市ではないが、新聞等で報道されている佐久穂町の大日向の荒廃農地等に、聞くとところによると３．３平米、１,５００円位で購入して大規模な太陽光発電設備を計画しているようです。私も山を持っているので、坪１,５００円で

	あれば売りたいくなるが、上流に大規模な太陽光発電設備を作られて、水は下に流れるため、下流の佐久市、小諸市、上田市などについての広域的な対策は検討されていますか。
平林議長	佐久穂町のお話ですが、答えられる範囲でお願いします。
事務局	佐久穂町で計画されておりますメガソーラーについては、長野県の環境アセスメントにおいて佐久市が隣であるため、意見書の提出ができる体制になっており、佐久市長の意見を提出しております。先ほど下流側が心配ということもあり、意見書の提出もありますが、本来太陽光発電設備の雨水の対策や対応は現地の施設内浸透が原則です。施設等で出た雨水は河川等に放流することは本来せず、認められないので、そこに大規模設備であれば調整池等の大きな池を作り、いったんそこで貯留して浸透させる対応をするようになります。いずれにしても、佐久市もまったく関係しないのではなく、十分注視をしながら意見書の提出等を行っています。
平林議長	長野県にも環境影響技術審議会が設置されており、そこでパブリックコメントを求めますので、そういったときにぜひ、ご意見を出していただくよう対応していただければと思います。他にいかがでしょうか。
沖津委員	ガイドラインの「(6) 協定の締結 例) ①道路沿いや民家等に隣接して設置する場合には、通行者、通行車両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを行い、目立たないようにすること。」と記載があり、重要なことなので適切に進めていただきたいが、このガイドラインの作成される前に設置されたものであると思うが、私達の地区の古い神社の道路の前に大規模な太陽光発電設備が設置されているが、その設置の方法がパイプの枠組みが一面で道路側に4から5メートルの一番高い部分がある状況です。景観という意味でよくない状態でできていると思われます。去年の12月頃に稼働しているため、この要綱やガイドラインの適用除外であると思いますが、地元説明会に参加した際に景観についても配慮するように植栽等をしてくださいと要望したが、現在まったく配慮されていない状況です。先ほどの説明で区が協定を応用して業者と話し合いをする余地があるということはわかったが、地元からこのような要望があるということを行政側から業者に話をしてもらうことができるのか、ということが1点です。 太陽光発電設備を見ていると、その設備の設置者が誰でもどこへ連絡をしたらよいのかの表示がはっきりしていないと思います。そのため、設備の設置者が誰でもどこへ連絡をしたらよいのかははっきり表示するように、ガイドライン及び要綱で謳っているのであればいいが、ないようならば謳ってもらいたいと思います。
事務局	委員さんがおっしゃられるように、以前の設置したものには見るに見かねるものもありまして、そういったものに対して地域の方が心配される声を行政にいただければ、できる限り事業者と連絡をとっていきたいと考えています。 事業者等がわかる標識設置については、国で中に入れないようフェンス等

	を設置することは義務付けられています。それに加えて、事業主と連絡先の標識を見やすいところに設置することが国の決まりとなっています。広報4月号でも掲載予定で進めておりますが、今後そういった案件がわかって確認できれば、事業者がわかれば連絡をしていきますし、最悪の場合は経済産業省へ情報提供してまいります。
平林議長	他にいかがでしょうか。
佐藤委員	協定書の締結について質問させていただきたい。 最初に太陽光発電設備を設置した事業者が途中で譲渡した場合に協定書がそのまま履行できるのか。また、事業者が変更になった場合は、市に届け出が義務付けられているのかをお聞きしたい。 地元の香坂では20数ヘクタールの太陽光発電設備が稼働している状況ですが、すでに譲渡されていて管理者が分からない設備もあります。その辺の届け出の義務付けがどうなっているのか伺いたい。
事務局	事業者が変更してしまう件については、9月以降に受付させていただいて いる中で、設置は違う事業者が行い、権利を転売されることはけっこうあり ます。これについてまずは、協定書の中で明確にお約束を地元としていただ きたいです。また、行政でも事前に協定書の案を見させていただく中で確認 はさせていただきますが、変更しても報告はする、引き続き協定書は継続さ れるという文言を地元との協定の中で一言添えていただければありがたい と考えております。 また、変更した場合には佐久市に変更届を提出するようお願いしていま す。この届出により、市は現在の事業者を把握するよう策定してあります。
平林議長	他にいかがでしょうか。
小宮山委員	先ほどのご指摘にあったことに関連しておりますが、自然エネルギー佐久 地域協議会の会員の中には自然エネルギーの関係の方もおりますし、設置に 関わる事業者の方もおります。そうした中で、昨今問題になっております 色々な面について、太陽光発電も含めた自然エネルギーに関わる理念そのも のはけっこうであるにも関わらず、運用などの面で善良な事業者もしくは発 電事業者、施工事業者とそうでない方の仕組みの中で問題が発生しているの で、少し分けて考えていただかないといけないと私は思っております。 例えば、単管パイプで設置されたケースに関しては、本来設備認定をする 際に、重要である風に対する計算について一定以上の安全率、倍率で設置す ることが義務付けられているはずなので、それがなされていないことが問題 であり、善良に風力を計算して太陽光発電設備を設置していれば、風で飛ぶ ことはございません。数年前に埼玉県において突風で飛んでしまった事例が 印象にあると思いますが、単管は例外ですし、保険にも当然入らなければい けない。被害はあってはいけないが、もし被害にあてしまった時に保証でき る保険に入っている、撤去費用に関しても事業計画収支のシュミレーション の中に当初から入っているべきもので、それを前提として事前協議の中で取 りあっていただければ、雨水の対策も含めて、多くの問題は解決できると思

	います。 ですから、すべてが駄目であるのではなく、善良かつ適正に処理しているところを伸ばしていき、それ以外のところをきちんと規制していくというように少し分けて考えいただくよう、全部ではないということをご理解いただきたいと思います。
平林議長	貴重なご意見、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
青木委員	太陽光発電のことはわからなくて初歩的な質問ですが、撤去とか廃棄について、お聞きしたいと思います。自分の家の使っていない田畑等で太陽光発電を行っている方もたくさんいると思いますし、住宅の屋根の上に設置している方もたくさん見かけますが、１０年２０年後に撤去、廃棄という場合にどんなゴミが出て、リサイクルできるのか、すべて埋立てになるのか、そこを知りたいと思います。
事務局	正直ははっきりお答えできないのですが、国としても、まずはリサイクルできるパネルであればリサイクルしていただく。部品によって分別をして処分をし、リユースできるものはしていく方針ではあります。このまま２０年後に発電期間が終わって処分されるとなると、それを受け入れられるだけの処分場があるのかという問題はあると思います。その辺については、国もかなり問題視しておりますので、対応するべく対応していると伺っております。すみません、どのようなゴミが出るのか詳しく説明できなくて申し訳ありません。
平林議長	少し補足させていただきます。初期の頃の太陽光パネルはほとんどリサイクル、リユースできない状況ですが、最近できているパネルについては考えられていて、色々なものに転用できるものになってきています。ただし、現在、使われている古いタイプのものはモジュールなどが古い形なので非常に難しいと言われています。その情報については、環境省の太陽光関係のホームページがあり、そこをご覧くださいと、国の方針が書いてあります。 国も放置はしておらず、この分野はものすごく技術が進んでおります。最近のものはよくなっておりますが、以前のものは難しいという状況です。どうするのかの方針は検討されてきており、「太陽光発電設備等のリユース、リサイクル・適正処分の推進に向けた検討結果を参照して下さい。他にいかがでしょうか。
池田委員	昨年ですが、国定公園内に広い範囲で太陽光発電設備が設置され、人が入れるようになっており、事業者についても誰かがはっきり記載されておらず連絡先がわからなかったため、環境政策課に連絡した際に、うちの課ではよくわからないというお答えを頂き、他の課が担当しているのでまた連絡しますとのことだったが、その後お返事いただいていないのですが、太陽光発電設備に関する件について、どこの課と連携をとって行っているのか教えてください。

事務局	9月よりガイドラインと要綱が運用開始しておりまして、先ほどお話したように、それ以前までの自然環境保全条例と開発指導要綱については建設部の公園緑地課と都市計画課で指導させていただいておりました。山林・原野については公園緑地課、その他の地目、例えば宅地・雑種地・農地については都市計画課で対応させていただいておりました。そのように、部分部分で太陽光について部署が色々だったこともあり、今回太陽光発電に特化したルール作りにあわせて、窓口を環境政策課に一本化した経過があります。池田委員がおっしゃられました既に太陽光が設置された箇所については、今は場所がはっきりしませんが、おそらく公園緑地課で受付をさせていただいているのではないかと推測します。そういったことで、窓口が混在してしまいご迷惑をおかけしている状況があります。今後は環境政策課で一括して太陽光に関しては対応させていただくことになります。場所等を詳しく確認させていただき、お返事させていただいていないということです。のちほどお話を伺いたいと思います。
平林議長	他にいかがでしょうか。
都井委員	説明の中でいいことをやっていただけたと思いますが、事業者に対する抑止力もあると伺いましたが、9月から運用開始した後とそれ以前に申請の変化があったのか、説明会が減ったのか多くなったのかというデータはありますか。
事務局	私どももそこが気になるところですが、実際のところ要綱やガイドラインを見て計画をやめてしまう事業者がいたとしても、それは私どもには届かないため、実際にはわかりません。ただし、実際にこの要綱やガイドラインを事業者の説明したり、地権者の方に話をする中で、中止になったものが2件ほどありました。これ以外にもあるのではないかと考えておりますが、中止がすべてでなくて、小宮山委員がおっしゃられたように、あくまで適切に設置していただくことを主に考えております。やっていただくには、自然環境や防災、生活環境に配慮したものを作っていただくということで、今まで以上に事業者の皆さんに求めるものは多くさせていただいております。
平林議長	よろしいでしょうか。こちらの報告事項で、1時間が経過しました。これから改正等も考えているとお話でしたので、ご意見やこうした方がいいのではないかとある場合は、メール等で直接事務局へご連絡をお願いします。それを踏まえた上で改正等を行っていただくということでよろしいでしょうか。どうしてもここで意見を出したい方がおられましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、そのように進めさせていただきたいと思いますので、忌憚ないご意見をよろしく願いいたします。 続きまして、(3)「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）及び佐久市カーボン・マネジメントガイドラインについて」担当課より説明願います。

事務局	(資料3、「佐久市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」及び「佐久市カーボン・マネジメントシステム ガイドライン」について説明)
平林議長	説明をいただきましたが、何かご質問やご意見等ございますか。
沖津委員	2 温室効果ガス総排出量の削減目標の(1)に関するのですが、上下水処理に関しては約9%(2)では約21%となっておりますが、3年位前に上水道と下水道のCO ₂ の排出係数を調べようと思い、環境政策課へ問合せをしたところ、上水道は佐久市も長野県も数値が出ておりましたが、下水道については佐久市も長野県も数値がわからないという状況でした。これを見ると、下水はこの数年で数値を把握することができるようになったのでしょうか。
事務局	市が独自で把握しておらず、国が示す排出係数を使って算出をしております。
沖津委員	東京都などは10年以上前から独自の排出係数を把握しております。国は、大きな事業で行っているものです。各自治体で処理の仕方というか経費が違おうと思いますので、国や東京都の数値を使わずに独自に算出していただきたいと思っていますのでお願いいたします。
平林議長	ご意見ですので、参考にされて計算をしていただければと思います。他にいかがでしょうか。
青木委員	以前もお話したと思いますが、ずいぶん佐久市の夏も暑くなっていますが、やはり田畑がどんどん減っていることとか、太陽光パネルが増えたことが関係していると思うのですが、具体的に市では減った分の田畑について植林などの計画はないのでしょうか。
平林議長	土地利用のお話だと思いますが、いかがでしょうか。
木内委員	私は土地改良区の理事もやっております、佐久市には佐久市土地改良区と佐久平土地改良区の2つがありまして、佐久平土地改良区は、前山、野沢、平賀で佐久市土地改良区は五郎兵衛新田や望月や千曲川の右岸の岩村田などであるが、田んぼの耕作ができない人が多いです。山ももちろんそうですが、田んぼは個人が委託して大きな機械を使って30や40委託して耕作している所がだいぶ増えております。そして、果樹園などの畑については、大規模に耕作している人が近くに空いているところがあれば拡大してやっているようなこともあります。あと、森林組合の理事をやっていますが、山は山で大変な状況です。今、おっしゃられたように、畑や田んぼは大規模に耕作している方が今のところはおりますので、80%位は荒らさないで済むと思います。しかし、耕作者の高齢化ということがありまして、高い機械を買っても経営はなかなか難しい状況です。なんとか、良質なお米を作り、お米の付加価値を高くして売るようにやっています。果物もそうです。田んぼや畑は地元でなんとかやっています。山はなかなか大変で、1年や2年では育

	たなくて、これから30年40年早くても50年かかりますから、そういうことも考えていかないといけません。ご質問のごく一部だけお答えいたしました。本日の午後、土地改良区の理事会もありますので、そういうことも諮っていき、なんとか耕作地を荒らさないようにしていきたいと思います。
事務局	農地がだいぶ荒れていきているという状況の中で、今現在具体的な数値等が手元にございませんで、ご意見として伺わせていただきまして、市としてもそういった状況等の対策を考えていく必要があると思います。 いずれにいたしましても、ご意見として伺わせていただきます。
中川委員	やらなければいけないことはわかっておりますが、事業者の立場から言いますと、PDCAをまわすと疲れてしまうことがあります。沖津委員がおっしゃったように、データの透明化は必要だと思いますが、費用対効果も考えて努力していただければと思います。少し生意気な言い方になってしましますが、事業者が指定管理などを受けますとなかなか行政からの厳しい縛りがあります。事業者が取り組むということは、大変失礼ですが、行政は比較的 internally 甘いので、今申し上げたようにデータの透明性を持って取り組んでいただければと思います。
平林議長	他にどうですか。佐藤委員さんどうぞ。
佐藤委員	私は今農業委員をやっております、今の関係は農政関係の担当だと思いますが、現在国で農地利用中間計画とか農地利用計画というので、農業がやれなくなったら、どなたか作る相手を探していただいて、今度この方をお願いします、というシステムができていまして、農業委員でも空き農地があったら作ってくれる方を探してその方をお願いするという活動をしております。また、山際の荒れた農地は非農地化計画という山林に戻すような計画もありますので、ご承知おきください。
平林議長	「佐久市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」と「佐久市カーボン・マネジメントシステムのガイドライン」についてご説明いただいて、これについてご意見、ご質問いただいておりますが、他にございますか。 よろしいですか。 そうしましたら本日の報告事項は終了とさせていただきます。 4 その他について、事務局から何かございますか。
事務局	資料4「平成31年度（2019年度）環境政策課の主な事業について」をご覧ください。環境政策課で、来年度に実施予定の主な事業を掲載してあります。内容の説明については省略させていただきますが、これに基づいて各種事業に取り組んでまいりたいというものでございます。 それから、次回の会議の開催予定でございますが、来年度は「一般廃棄物処理基本計画」の見直しがございますので、2019年5月から7月頃を予定させていただきます。日程等につきましては、改めて調整し皆様にご連絡させていただきます。

平林議長	こういった事業を来年度進めていくということですが、何かございますか。
池田委員	特定外来の植物のことで可能ならお願いしたいのですが、佐久市はオオキンケイギクの駆除に力を入れていただいて、市町村の境に行けばわかるくらい佐久市にはない状態ですばらしい成果を出されていると思っているのですが、一昨年前は回覧板で佐久市の一斉清掃の前に外来生物のチラシを入れていただいて、地区によっては一斉清掃の時にオオキンケイギクなどの外来生物とわかるものは抜き取っていただくことができたのですが、昨年度はチラシが回覧板に入っていませんでした。はじめに抜いていただくことがいいので、できれば市の一斉清掃の前にチラシを入れていただけたら、より継続した効果が発揮できるのではないかとというのが一つです。 また、私は市の小学校に勤務しておりますが、小学校の畑とかに外来生物がけっこうあります。先生方はそれを知らないので、去年チラシをいただいて、先生の所にポスティングしました。全校は無理かもしれませんが、小学校で畑作業をしているところについては、チラシを配布していただけると、気持ちのある先生は対策をとってくださるので、可能であればそういう配布をお願いできたらとご意見させていただきました。
平林議長	2点、ご要望だと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。 なお、4月にポスターを各区へ配布させていただく予定で進めております。
平林議長	他に何かございますか。 それでは以上で本日予定しておりました事項は終了いたしました。委員のから全体を通して何かございますか。 よろしいですか。他にご質問等ございませんので、以上で本日の議事を終了し、議長の務めを終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございます。
司会	平林会長、委員の皆様、長時間にわたり貴重なご意見ありがとうございます。いただいた意見等につきましては、事務局で検討させていただきまして、改正するところは改正させていただきたいと考えております。 以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。 大変ありがとうございました。 また、お帰りの際は気をつけてお帰りください。